

「メイドイン南魚沼 企業を知る」展示会の開催

【問合せ】 商工観光課
☎7773-66665

市内企業の高い技術力や優れた製品などを紹介します。市内で生産されていて、普段目にすることができない製品などを、ぜひ間近でご覧ください。

展示期間

4月16日(金)～6月16日(水)

(図書館休館日を除く)

会場 南魚沼市図書館

展示企業 14社

障がい者差別解消法を「存知ですか」

【問合せ】

福祉課 障がい福祉係
☎7773-66667
FAX7773-67223

障がい者差別解消法は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も、ともに生きる社会をつくることをめざし、平成28年4月に施行されました。

対象となる人は

障がい者手帳を持つ人だけではなく、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいがあり、障がいや社会の中にある障壁によって日常生活や社会生活に相応な制限を受けている人です。

「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」

障がい者差別解消法では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の提供」

	国の行政機関・地方公共団体など	民間企業など
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮	法的義務	努力義務

不当な差別的取り扱いとは

正当な理由なく障がいがあるという理由だけでサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けるような行為です。

具体例

- ・「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入ってもらえない、アパートを貸してもらえないなど
- ・お店に入ろうとしたら、車いすを利用してはいるという理由で入店を断られた

合理的配慮とは

障がいのある人から「社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としている」との意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応する配慮のことです。

具体例

- ・車いす利用者が、建物の入り口に段差があり進めない場合、可動式のスロープなどをを使って補助する
 - ・意思を伝えあうために、絵や写真などのカード、タブレット端末などを使う
- ※福祉課の窓口では、タブレット端末を設置しています。

す。ご利用ください

障がいがあり介護を必要とする人への手当制度をご存知ですか

【問合せ・申込み】

福祉課 障がい福祉係
☎7773-66667
FAX7773-67223

特別障がい者手当

対象 20歳以上で、精神か身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の人

※特別養護老人ホームなどの施設に入所した時や病院などに3か月以上入院した時は資格がなくなります

障がい児福祉手当

対象 20歳未満で、精神か身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする児童（本人、配偶者、扶養義務者の所得により支給に制限あり）

※施設に入所した時は資格がなくなります

共通事項

申請に必要なもの

- ・診断書（指定の様式、日付が申請月かその前月のもの）
 - ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
 - ・本人名義の預金通帳
 - ・障がい者手帳（交付を受けている人）
 - ・マイナンバーのわかるもの
 - ・受給している年金（恩給含む）の種類と金額がわかるもの
- ※申請書様式は窓口にて用意があります

特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過福祉手当の受給額（令和3年4月～）

令和3年度は受給額の改定はありません。（令和2年度と同額）

特別障がい者手当

27,350円

障がい児福祉手当

14,880円

経過福祉手当

14,880円